

各私立学校等にお願いする事務の内容

就学支援金の交付に当たり、各学校には以下のような内容の事務をお願いいたします。

なお、詳細については、就学支援金の交付事務を行う、各学校の所轄都道府県にお問い合わせ下さい。

① 生徒・保護者への制度の周知

本制度の趣旨・目的について、様々な機会をとらえて生徒・保護者にお知らせください。

なお、制度の周知と併せて、各学校の本来の授業料額及びその額から就学支援金相当額を差し引いた上で学校に納付が必要な額をあらかじめ明示し、生徒・保護者にお知らせ下さるようお願いいたします。

※ 3月及び4月に文部科学省からパンフレットを送付する予定です。

在校生については適宜、新入生については入学説明会などの機会に配布をお願いします。

② 受給資格認定申請書のとりまとめ・都道府県への提出

全ての生徒に受給資格認定申請書を記入させた上で、申請をとりまとめ都道府県への提出をお願いします。

なお、資格認定は、原則として一度認定されれば、在学中は有効です(転校などの場合には改めて認定が必要になります)。

※ 受給資格認定申請書の様式については、事務処理マニュアルに記載予定

※ 具体的なとりまとめの方法は都道府県にお問い合わせ下さい。

③ 低所得世帯からの加算申請の確認・とりまとめ、都道府県への提出

保護者の所得が一定の基準を満たす場合には、支援金が加算されること、加算を希望する場合には所得を証明する書類を提出する必要があることを生徒・保護者に周知願います。

低所得者加算の対象となる世帯から、所得を証明する書類の提出があった場合には、要件を満たしているかどうかを確認の上、該当者をとりまとめて都道府県に提出願います。

※ 具体的なとりまとめの方法は都道府県にお問い合わせ下さい。

④ 受給資格認定書の交付、就学支援金の受領、授業料との相殺

都道府県から交付された受給資格認定者一覧に基づき、受給資格認定書の生徒への交付をお願いします。

※ 受給資格認定書の様式については、事務処理マニュアルに記載予定

都道府県から就学支援金が支給されたならば、生徒が払うべき授業料に充てて下さい。

※なお、事務を円滑に実施することができるように、補助金事務処理システムを導入し、それを活用していただけるよう準備を進めています。